

岐阜県公報

第二千六百三十六号
平成二十七年四月三日

(金曜日)

目次

告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定

知事指定薬物の指定の失効

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

県営土地改良事業計画の決定

公共測量の終了

下呂都市計画の図書の縦覧

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

(環境管理課) 二二二

(業務水道課) 二二二

(道路維持課) 二二二

(同) 二二五

(農地整備課) 二二八

(用地課) 二二八

(都市政策課) 二二九

(可茂農林事務所) 二二九

(同) 二三〇

告 示

岐阜県告示第二百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

土岐市下石町字西山三〇四番九八四の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

岐阜県告示第二百四十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 二 (一)五 シメトキシ
- 四 プロピルフェニル
- エタンアミン(通称名二)

同市町 木曾川右岸堤防敷地 (八五三番)まで	同市町 同防敷地	先	後	六〇 一八〇	一四・五	
------------------------------	-------------	---	---	-----------	------	--

岐阜県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	羽 鷲 島 線	岐阜市柳津町高桑五丁目 一三五番地先から 同市町同三四番地先まで	前	一六〇 二七〇	九八	
			後	一六〇 二七一	九八	

岐阜県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	牧 田 原 線	大垣市上石津町牧田字門 前四三五番一地从先から 同市町同井九五番八地先まで	前	二四〇 三三〇	二四〇	
			後	三〇〇 三九九	二四〇	

岐阜県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	海 安 津 八 線	安八郡輪之内町里字本戸 西七九番六地先から 同郡同町同字鴨喰 三六六番地先まで	前	八五 一四〇	六三〇・〇	
			後	九五 一六〇	六三〇・〇	

岐阜県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

県道		道路の種類	
美濃加茂良線		路線名	
郡上市八幡町野々倉字中洞一八六〇番一地区先地内		区 間	
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
八・五〇	六・二九	ル(メートル)	延 長
三〇・〇	三〇・〇	ル(メートル)	備 考

岐阜県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
御岳山線		路線名	
下呂市小坂町落合字唐谷一三七六番一地区先地内		区 間	
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
一七・〇〇	六・五〇	ル(メートル)	延 長
一六・七	四・二	ル(メートル)	備 考

岐阜県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
号百五十六		路線名	
大野郡白川村大字福島字谷日面一三番一地区先から同郡同村大字同字瀬戸平五九番一地区先まで		区 間	
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
二・六〇	三・六〇	ル(メートル)	延 長
二五・〇	二五・〇	ル(メートル)	備 考

岐阜県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
本 関 巢 線		路線名	
岐阜市石原二丁目一六六番一地区先地内		区 間	
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
八・五	三・六	ル(メートル)	延 長
二七・四・三	二七・四・三	ル(メートル)	備 考

備(区域)考
決定又は
変更の告示
年月日
ほ(か)

平成
二七・四・三

岐阜県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	笠下 松中線	羽島市下中町城屋敷字村東木 曾川右岸堤防敷地先（一三四 三番一）から	同市同町加賀野井字東流 木曾川右岸堤防敷地先（八五 三番）まで	七〇・五	平成 二七・四・三	平成 二七・四・三

岐阜県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	岐阜 各務原線	各務原市那加新田町二丁目四 七番三地先から	同市同町同 七番一地先まで	二三・〇	平成 二七・四・三	平成 二六・二・二五

岐阜県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	羽 鶺 島線	岐阜市柳津町高桑五丁目一三 五番地先から	同市同町同 四番地先まで	九・八	平成 二七・四・三	平成 二七・四・三

岐阜県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期日の告示年月日ほか)
和美濃加良線		郡上市八幡町野々倉字中洞一八六〇番二地先地内			三〇〇	平成二七・四・三	平成二七・四・三

岐阜県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期日の告示年月日ほか)
和美濃加良線		郡上市八幡町野々倉字岩鼻一〇九二番一地先から〇九〇番一町同字同地先まで			二五八	平成二七・四・三	平成二六・三・二九

岐阜県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期日の告示年月日ほか)
中有穂坪線		郡上市八幡町有穂字三反洞一三二八番一地先から同市同町同字同地先まで			五〇	平成二七・四・三	平成二六・一〇・七

岐阜県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期日の告示年月日ほか)

一般国道 二百五十六号	中津川市上野字西田一九三番一地从先から 同市同字上呉川七三三番一地从先まで	二九六〇	平成 二七・四・三	平成 二七・二・六
----------------	--	------	--------------	--------------

岐阜県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道 萩原線		下呂市萩原町山之口字カレイ	一三五〇	平成 二七・四・三	平成 二七・二・六
		下呂市萩原町山之口字カレイ 谷一八〇六番五地先地内	八七五	平成 二七・四・三	平成 二七・二・六

岐阜県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道 御岳山線 朝日線	下呂市小坂町落合字唐谷三三 七六番一地从先地内		二六四〇	平成 二七・四・三	平成 二七・四・三

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
八布施地区	中津川市役所	平成二七・五・四・三から 同二七・五・七まで

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十六年十月十四日から
同二十七年三月二十日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡大野町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十七年一月二十八日から
同二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

可児市姫ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目

下呂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

下呂都市計画下水道

下呂市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び下呂市上下水道部水道事業課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所

木曾川右岸用水土地改良区連合 平成 二七・三・四 理事 石原久幸 加茂郡富加町加治田三四九六番地二

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住所
 木曾川右岸用水土地改良区連合 平成 二七・三・四 理事 足立正敏 加茂郡富加町夕田 五八六番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二七・四・三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
川辺町木曾川右岸用水土地改良区	平成二七・四・三

平成二十七年四月三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社